

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成28年12月20日京都市条例第17号）（行財政局人事部給与課）

本市人事委員会からの勧告等を踏まえ、職員の給与について、次の措置を講じることとしました。

1 勤勉手当の改定

平成28年12月以後に支給する勤勉手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

(1) 再任用職員以外の職員

区 分	改 正 前	改 正 後
平成28年度12月支給分	100分の80（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の100）	100分の90（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の110）
平成29年度以後支給分	100分の85（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の100）	100分の85（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の105）

(2) 再任用職員

区 分	改 正 前	改 正 後
平成28年度12月支給分	100分の37.5（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の47.5）	100分の42.5（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の52.5）
平成29年度以後支給分	100分の40（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の50）	100分の40（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の50）

2 初任給基準に係る給料月額の改定

行政職給料表1級の35号給を受ける職員のうち、新たに同給料表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額（181,200円）を182,7

00円に改定します。

1の措置は平成28年12月に支給する勤勉手当から、2の措置は平成29年4月1日から実施することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第17号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1の1備考2中「181,200円」を「182,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の規定は、平成28年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(勤勉手当の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市職員給与条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(行財政局人事部給与課)